

原子力発第20201号  
令和2年 9月18日

原子力規制委員会 殿

住 所 高松市丸の内2番5号  
申 請 者 名 四国電力株式会社  
代表者氏名 取締役社長 社長執行役員  
長 井 啓 介

伊方発電所2号炉の廃止措置計画認可申請書の補正について

平成30年10月10日付け、原子力発第18163号をもって申請（令和元年11月27日付け、原子力発第19290号、令和2年5月18日付け、原子力発第20045号及び令和2年8月31日付け、原子力発第20179号で一部補正）しました伊方発電所2号炉の廃止措置計画認可申請書を下記のとおり一部補正いたします。

記

伊方発電所2号炉の廃止措置計画認可申請書を別添のとおり補正する。

別添

伊方発電所2号炉の廃止措置計画認可申請書

(平成30年10月10日 原子力発第18163号をもって申請, 令和元年11月27日 原子力発第19290号, 令和2年5月18日 原子力発第20045号及び令和2年8月31日 原子力発第20179号で一部補正)の補正前後比較表

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
2	四 1. 廃止措置対象施設の範囲及びその敷地	<p>1. 廃止措置対象施設の範囲及びその敷地</p> <p>(1) 廃止措置対象施設            廃止措置対象施設の範囲は、原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた2号炉の発電用原子炉及びその附属施設並びに平成30年5月25日付け原子力発第18065号をもって伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可の申請をした使用済燃料乾式貯蔵施設のうち、<u>使用済燃料乾式貯蔵容器（1号及び2号炉用）（以下「使用済燃料乾式貯蔵容器」という。）及び使用済燃料乾式貯蔵建屋</u>である。</p> <p>なお、1号炉のみとの共用施設については、2号炉の発電用原子炉施設としての<u>施設管理を実施する</u>。3号炉との共用施設については、3号炉の発電用原子炉施設としての<u>施設管理を実施する</u>。また、3号炉との共用施設は、2号炉の廃止措置終了後も3号炉の発電用原子炉施設として引き続き供用する。</p> <p>原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可の経緯を第4.1表に、廃止措置対象施設を第4.2表に示す。</p>	<p>1. 廃止措置対象施設の範囲及びその敷地</p> <p>(1) 廃止措置対象施設            廃止措置対象施設の範囲は、原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた2号炉の発電用原子炉及びその附属施設である。</p> <p>なお、1号炉のみとの共用施設については、2号炉の発電用原子炉施設としての<u>施設管理を実施する</u>。3号炉との共用施設については、3号炉の発電用原子炉施設としての<u>施設管理を実施する</u>。また、3号炉との共用施設は、2号炉の廃止措置終了後も3号炉の発電用原子炉施設として引き続き供用する。</p> <p>原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可の経緯を第4.1表に、廃止措置対象施設を第4.2表に示す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用済燃料乾式貯蔵施設の設置に係る原子炉設置変更許可の反映</li> </ul>

注) 下線は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																							
9	四 第4.1表 原子炉設置 許可及び原 子炉設置変 更許可の経 緯	<p>第4.1表 原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可の経緯（5／5）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>許可年月日</th> <th>許可番号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年10月4日</td> <td>原規規発 第1710043号</td> <td>3号原子炉施設の変更 〔核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う特定重大事故等対処施設の設置〕 〔非常用ガスタービン発電機の設置〕</td> </tr> <tr> <td>平成30年6月27日</td> <td>原規規発 第1806272号</td> <td>3号原子炉施設の変更 〔核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う所内常設直流電源設備（3系統 目）の設置〕</td> </tr> <tr> <td>平成30年12月12日</td> <td>原規規発 第1812123号</td> <td>3号原子炉施設の変更 〔<u>実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴う地震時の 燃料被覆管の閉じ込め機能の維持 に係る設計方針の追加</u>〕</td> </tr> <tr> <td>平成31年1月16日</td> <td>原規規発 第1901165号</td> <td>3号原子炉施設の変更 〔<u>実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴う「柏崎刈 羽原子力発電所6号炉及び7号炉 の新規制基準適合性審査を通じて 得られた技術的知見の反映」及び 「内部溢水による管理区域外への 漏えいの防止」に係る事項の追加</u>〕</td> </tr> <tr> <td>令和2年1月29日</td> <td>原規規発 第2001295号</td> <td>3号原子炉施設の変更 〔<u>実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴う有毒ガス の発生に対する防護方針の追加</u>〕</td> </tr> </tbody> </table>	許可年月日	許可番号	備考	平成29年10月4日	原規規発 第1710043号	3号原子炉施設の変更 〔核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う特定重大事故等対処施設の設置〕 〔非常用ガスタービン発電機の設置〕	平成30年6月27日	原規規発 第1806272号	3号原子炉施設の変更 〔核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う所内常設直流電源設備（3系統 目）の設置〕	平成30年12月12日	原規規発 第1812123号	3号原子炉施設の変更 〔 <u>実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴う地震時の 燃料被覆管の閉じ込め機能の維持 に係る設計方針の追加</u> 〕	平成31年1月16日	原規規発 第1901165号	3号原子炉施設の変更 〔 <u>実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴う「柏崎刈 羽原子力発電所6号炉及び7号炉 の新規制基準適合性審査を通じて 得られた技術的知見の反映」及び 「内部溢水による管理区域外への 漏えいの防止」に係る事項の追加</u> 〕	令和2年1月29日	原規規発 第2001295号	3号原子炉施設の変更 〔 <u>実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴う有毒ガス の発生に対する防護方針の追加</u> 〕	<p>第4.1表 原子炉設置許可及び原子炉設置変更許可の経緯（5／5）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>許可年月日</th> <th>許可番号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年10月4日</td> <td>原規規発 第1710043号</td> <td>3号原子炉施設の変更 〔核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う特定重大事故等対処施設の設置〕 〔非常用ガスタービン発電機の設置〕</td> </tr> <tr> <td>平成30年6月27日</td> <td>原規規発 第1806272号</td> <td>3号原子炉施設の変更 〔核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う所内常設直流電源設備（3系統 目）の設置〕</td> </tr> <tr> <td>平成30年12月12日</td> <td>原規規発 第1812123号</td> <td>3号原子炉施設の変更 〔<u>実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴う地震時の 燃料被覆管の閉じ込め機能の維持 に係る設計方針の追加</u>〕</td> </tr> <tr> <td>平成31年1月16日</td> <td>原規規発 第1901165号</td> <td>3号原子炉施設の変更 〔<u>実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴う「柏崎刈 羽原子力発電所6号炉及び7号炉 の新規制基準適合性審査を通じて 得られた技術的知見の反映」及び 「内部溢水による管理区域外への 漏えいの防止」に係る事項の追加</u>〕</td> </tr> <tr> <td>令和2年1月29日</td> <td>原規規発 第2001295号</td> <td>3号原子炉施設の変更 〔<u>実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴う有毒ガス の発生に対する防護方針の追加</u>〕</td> </tr> <tr> <td>令和2年9月16日</td> <td>原規規発 第2009168号</td> <td>3号原子炉施設の変更 〔<u>使用済燃料乾式貯蔵施設の設置</u>〕</td> </tr> </tbody> </table>	許可年月日	許可番号	備考	平成29年10月4日	原規規発 第1710043号	3号原子炉施設の変更 〔核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う特定重大事故等対処施設の設置〕 〔非常用ガスタービン発電機の設置〕	平成30年6月27日	原規規発 第1806272号	3号原子炉施設の変更 〔核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う所内常設直流電源設備（3系統 目）の設置〕	平成30年12月12日	原規規発 第1812123号	3号原子炉施設の変更 〔 <u>実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴う地震時の 燃料被覆管の閉じ込め機能の維持 に係る設計方針の追加</u> 〕	平成31年1月16日	原規規発 第1901165号	3号原子炉施設の変更 〔 <u>実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴う「柏崎刈 羽原子力発電所6号炉及び7号炉 の新規制基準適合性審査を通じて 得られた技術的知見の反映」及び 「内部溢水による管理区域外への 漏えいの防止」に係る事項の追加</u> 〕	令和2年1月29日	原規規発 第2001295号	3号原子炉施設の変更 〔 <u>実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴う有毒ガス の発生に対する防護方針の追加</u> 〕	令和2年9月16日	原規規発 第2009168号	3号原子炉施設の変更 〔 <u>使用済燃料乾式貯蔵施設の設置</u> 〕	<p>理由</p> <p>・許可の経緯追加</p>
許可年月日	許可番号	備考																																									
平成29年10月4日	原規規発 第1710043号	3号原子炉施設の変更 〔核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う特定重大事故等対処施設の設置〕 〔非常用ガスタービン発電機の設置〕																																									
平成30年6月27日	原規規発 第1806272号	3号原子炉施設の変更 〔核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う所内常設直流電源設備（3系統 目）の設置〕																																									
平成30年12月12日	原規規発 第1812123号	3号原子炉施設の変更 〔 <u>実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴う地震時の 燃料被覆管の閉じ込め機能の維持 に係る設計方針の追加</u> 〕																																									
平成31年1月16日	原規規発 第1901165号	3号原子炉施設の変更 〔 <u>実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴う「柏崎刈 羽原子力発電所6号炉及び7号炉 の新規制基準適合性審査を通じて 得られた技術的知見の反映」及び 「内部溢水による管理区域外への 漏えいの防止」に係る事項の追加</u> 〕																																									
令和2年1月29日	原規規発 第2001295号	3号原子炉施設の変更 〔 <u>実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴う有毒ガス の発生に対する防護方針の追加</u> 〕																																									
許可年月日	許可番号	備考																																									
平成29年10月4日	原規規発 第1710043号	3号原子炉施設の変更 〔核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う特定重大事故等対処施設の設置〕 〔非常用ガスタービン発電機の設置〕																																									
平成30年6月27日	原規規発 第1806272号	3号原子炉施設の変更 〔核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の改正に伴 う所内常設直流電源設備（3系統 目）の設置〕																																									
平成30年12月12日	原規規発 第1812123号	3号原子炉施設の変更 〔 <u>実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴う地震時の 燃料被覆管の閉じ込め機能の維持 に係る設計方針の追加</u> 〕																																									
平成31年1月16日	原規規発 第1901165号	3号原子炉施設の変更 〔 <u>実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴う「柏崎刈 羽原子力発電所6号炉及び7号炉 の新規制基準適合性審査を通じて 得られた技術的知見の反映」及び 「内部溢水による管理区域外への 漏えいの防止」に係る事項の追加</u> 〕																																									
令和2年1月29日	原規規発 第2001295号	3号原子炉施設の変更 〔 <u>実用発電用原子炉及びその附属施 設の位置、構造及び設備の基準に 関する規則の改正に伴う有毒ガス の発生に対する防護方針の追加</u> 〕																																									
令和2年9月16日	原規規発 第2009168号	3号原子炉施設の変更 〔 <u>使用済燃料乾式貯蔵施設の設置</u> 〕																																									

注) 下線は、補正事項に含まない。

伊方発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
26	八 2. 核燃料物質 の管理	<p>2. 核燃料物質の管理</p> <p>2号炉の使用済燃料は、譲渡しまでの期間、2号炉原子炉補助建家内若しくは3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備又は使用済燃料乾式貯蔵施設で貯蔵する。</p> <p>2号炉原子炉補助建家内の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している使用済燃料は、原子炉領域周辺設備解体撤去期間の開始までに、使用済燃料輸送容器に収納し、3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備又は使用済燃料乾式貯蔵容器に収納し、使用済燃料乾式貯蔵施設に搬出し、貯蔵する。</p> <p>また、3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備にて貯蔵する使用済燃料は、<u>必要に応じて使用済燃料乾式貯蔵容器に収納し</u>、使用済燃料乾式貯蔵施設へ搬出し、貯蔵する。</p> <p>3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備及び使用済燃料乾式貯蔵施設に貯蔵する使用済燃料は3号炉にて管理する。</p> <p>使用済燃料の取扱い及び貯蔵は、核燃料物質取扱設備で取り扱うとともに、安全確保のために必要な臨界防止機能、燃料落下防止機能、除染機能、水位及び漏えいの監視機能、浄化・冷却機能及び給水機能（ほう素濃度を除く。）を有する設備を維持管理する。</p> <p>2号炉原子炉補助建家内の新燃料貯蔵設備に貯蔵している新燃料は、譲渡しまでの期間、2号炉原子炉補助建家内の新燃料貯蔵設備に貯蔵する。また、2号炉原子炉補助建家内の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している新燃料は、譲渡しまでの期間、2号炉原子炉補助建家内の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する。</p> <p>新燃料の取扱い及び貯蔵は、核燃料物質取扱設備で取り扱うとともに、安全確保のために必要な臨界防止機能及び燃料落下防止機能を有する設備を維持管理する。なお、新燃料は低濃縮ウラン燃料であり放射能レベルは低いため、崩壊熱除去及び遮蔽については特別な措置を要しない。</p> <p>使用済燃料及び新燃料の取扱い、貯蔵及び運搬については、保安のために必要な措置を保安規定に定めて実施する。</p> <p>2号炉原子炉補助建家内の使用済燃料貯蔵設備からすべての使用済燃料を搬出し終えた後は、3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備及び使用済燃料乾式貯蔵施設は廃止措置対象施設としては取り扱わず、2号炉のすべての使用済燃料は廃止措置対象施設から搬出されたものとする。</p>	<p>2. 核燃料物質の管理</p> <p>2号炉の使用済燃料は、譲渡しまでの期間、2号炉原子炉補助建家内若しくは3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備又は使用済燃料乾式貯蔵施設で貯蔵する。</p> <p>2号炉原子炉補助建家内の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している使用済燃料は、原子炉領域周辺設備解体撤去期間の開始までに、使用済燃料輸送容器に収納し、3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備又は使用済燃料乾式貯蔵容器（1号及び2号炉用）（以下「<u>使用済燃料乾式貯蔵容器</u>」という。）に収納し、使用済燃料乾式貯蔵施設に搬出し、貯蔵する。</p> <p>また、3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備にて貯蔵する使用済燃料は、使用済燃料乾式貯蔵容器に収納し、使用済燃料乾式貯蔵施設へ搬出し、貯蔵する。</p> <p>3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備及び使用済燃料乾式貯蔵施設に貯蔵する使用済燃料は3号炉にて管理する。</p> <p>使用済燃料の取扱い及び貯蔵は、核燃料物質取扱設備で取り扱うとともに、安全確保のために必要な臨界防止機能、燃料落下防止機能、除染機能、水位及び漏えいの監視機能、浄化・冷却機能及び給水機能（ほう素濃度を除く。）を有する設備を維持管理する。</p> <p>2号炉原子炉補助建家内の新燃料貯蔵設備に貯蔵している新燃料は、譲渡しまでの期間、2号炉原子炉補助建家内の新燃料貯蔵設備に貯蔵する。また、2号炉原子炉補助建家内の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している新燃料は、譲渡しまでの期間、2号炉原子炉補助建家内の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する。</p> <p>新燃料の取扱い及び貯蔵は、核燃料物質取扱設備で取り扱うとともに、安全確保のために必要な臨界防止機能及び燃料落下防止機能を有する設備を維持管理する。なお、新燃料は低濃縮ウラン燃料であり放射能レベルは低いため、崩壊熱除去及び遮蔽については特別な措置を要しない。</p> <p>使用済燃料及び新燃料の取扱い、貯蔵及び運搬については、保安のために必要な措置を保安規定に定めて実施する。</p> <p>2号炉原子炉補助建家内の使用済燃料貯蔵設備からすべての使用済燃料を搬出し終えた後は、3号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備及び使用済燃料乾式貯蔵施設は廃止措置対象施設としては取り扱わず、2号炉のすべての使用済燃料は廃止措置対象施設から搬出されたものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用済燃料乾式貯蔵施設の設置に係る原子炉設置変更許可の反映</li> </ul>

注) 下線は、補正事項に含まない。